

愛知県立芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に  
関する教職員対応要領における留意事項

愛知県立芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

**第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）**

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに具体的に検討を行った上で判断されることとなる。「不当な差別的取扱いに当たり得る具体例」および「不当な差別的取扱いに当たらない具体例」は、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）（以下「文部科学省対応指針」という。）を参照し、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（不当な差別的取り扱いに当たり得る具体例）

障害のみを理由として、以下の取り扱いを行うこと。

- 窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 学内施設・サービスの利用をさせないこと。
- 入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

（不当な差別的取り扱いに当たらない具体例）

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状況等を確認すること。

**第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）**

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の慣行の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3

条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、**代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する必要がある。**合理的配慮の具体例は、文部科学省対応指針を参照し、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とする。個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることとする。また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮に関する具体例)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。

(人的支援の配慮に関する具体例)

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置(左・右・前後・距離等)について、障害者の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う学生(以下「支援学生」という。)、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、要約筆記、読上げ、手話、展示など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報補償の観点から、見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は展示を用いた資料、遠くのものや動きの早いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供を行うこと。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 事務手続きの際に、職員や教員、支援学生等が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまでに別室や席を用意すること。
- 板書やスクリーン等が良く見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害者の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読上げ機能を使用して学習する学生のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- 治療等のため学習できない期間が生じる学生に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 発達障害のため、人前での発表が困難な学生に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 大学生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある学生のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成するときには、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある学生のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。